

# 入札説明書

公益財団法人高知県文化財団の所管する施設  
(高知県立美術館ほか4施設) で使用する電気一式

公益財団法人高知県文化財団総務部

公益財団法人高知県文化財団の所管する施設で使用する電気の調達に係る入札公告（令和3年4月23日付け）に基づく入札等については、この入札説明書によるものとする。入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。なお、入札後、仕様書等について、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 1 入札に付する事項

### (1) 件名

公益財団法人高知県文化財団の所管する施設（高知県立美術館ほか4施設）で使用する電気一式

### (2) 規格・内容等

別紙仕様書のとおり

### (3) 供給場所

|   |                   |               |
|---|-------------------|---------------|
| ア | 高知県高知市高須353-2     | 高知県立美術館       |
| イ | 高知県南国市岡豊町八幡1099-1 | 高知県立歴史民俗資料館   |
| ウ | 高知県高知市浦戸城山830     | 高知県立坂本龍馬記念館   |
| エ | 高知県高知市丸ノ内1-1-20   | 高知県立文学館       |
| オ | 高知県南国市篠原1437-1    | 高知県立埋蔵文化財センター |

### (4) 供給期間

令和3年7月1日0時00分から令和4年6月30日24時00分まで

### (5) 入札方法

入札に当たっては、供給期間の電気料金を考慮するものとし、入札書に記載する金額は、契約電力に対する単価（基本料金単価、1kw当たり）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価、1kwh当たり）を根拠とし、仕様書別紙で提示する月別予定最大需要電力及び月別予定使用電力量等に基づき算出した各月の対価の年間総額を入札金額とする。

ただし、年間総額を算定する際の基本料金月額、力率を100%とし、力率割引係数を0.85（マイナス15%）として積算すること。また、予定使用電力量に伴う燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (4) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程(平成23年3月高知県訓令第1号)第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

### 3 入札参加希望者の手続等

入札に参加を希望する者は、次の書類を封筒に入れて封かんし、持参又は郵送(入札書を郵送する際は書留郵便)により提出すること。

詳細については、別添「入札参加申請書等及び入札書等の送付の仕方について」による。

なお、提出書類に関して説明を求められた場合は、応じなければならない。

- (1) 入札参加申請書(様式1)
- (2) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類
- (3) 提出期限及び提出場所  
令和3年5月12日(水) 午後5時(必着)  
郵便番号 781-8123 高知県高知市高須353-2  
公益財団法人高知県文化財団総務部 電話番号 088-866-8013

### 4 入札書等の提出手続等

- (1) 提出書類
  - ア 入札書(様式2)
  - イ 年間総額内訳書(様式3)
- (2) 提出期限  
令和3年5月26日(水) 午後5時(必着)
- (3) 提出場所  
3の(3)と同じ
- (4) 入札保証金  
高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第9条及び第10条の規定に準じる。

### 5 仕様書等に関する質疑回答

仕様書の内容等について質問がある場合は、次により提出すること。

- (1) 提出期限  
令和3年5月7日(金) 午後3時(必着)

(2) 提出場所

公益財団法人高知県文化財団総務部 FAX 088-866-8008

(3) 提出方法

質疑書は別添様式4により作成し、FAXにより送付すること。これ以外の方法（郵送、電話）による質疑には回答しない。

また、質疑書提出時には、必ず送付した旨を電話で高知県文化財団総務部に伝えること。

(4) 質疑に対する回答

令和3年5月10日（月）午後5時までにFAXにより回答を行う。

6 入札について

(1) 入札執行回数

初回入札を含め、2回を限度とする。初回入札で予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、日時及び場所を別に定めて再度入札を行う。

(2) 再度入札を行っても、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に規定する随意契約の折衝を行うことがある。

(3) 入札書の記載事項

ア 入札日の年月日（提出期限（令和3年5月26日）までの日付）

イ 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の職名、氏名）及び押印（法人の場合は、代表者印の押印）

ウ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名並びに代理人であること表示、並びに当該代理人の住所、氏名及び押印

代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。

エ 入札金額

オ 件名

カ 入札書はA4サイズで作成すること。

(4) 入札封筒の作成方法

入札書及び年間総額内訳書を封筒に入れて封かんし、当該封筒の表面に件名、開札日及び会社名を記載すること。（詳細については、別添「入札参加申請書等及び入札書等の送付の仕方について」を参照）

(5) 留意事項

ア 入札者は、その提出した入札書の取り換え、変更又は取消をすることはできない。

イ 入札金額は、1円未満の端数をつけることはできない。1円未満の端数を付けた場合は、その端数の金額は記載のないものとして取り扱う。

ウ 入札書の記載事項について訂正又は加筆した時は、その箇所に押印しなければならない。ただし、金額は訂正することができない。

エ 年間総額内訳書は、入札書と割印をすること。

オ 入札公告等の記載以外の事項は、別紙「電力需給契約にかかる一般競争入札心

得」による。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期又は取り止めることがある。

ア 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。

イ 入札を公正に執行することができない事情があると認められるとき。

7 開札の日時及び場所

令和3年5月27日(木)午後1時

公益財団法人高知県文化財団総務部 2階美術館会議室

8 落札者の決定

(1) 高知県契約規則第15条の規定に基づいて決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者が2者以上あるときには、直ちにくじを引かせて落札者を決定するものとする。落札者となるべき者のうち、入札書を郵便により提出した者及びくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員が入札者に代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

また、くじへの参加は、辞退することができない。

9 契約書の作成

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

(2) 契約条項

電力需給契約書(案)のとおり

10 契約保証金

高知県契約規則第39条及び第40条の規定に準じる。

11 その他

(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、当該入札参加者及び当該契約の相手方の負担とする。